

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）5月26日

北海道胆振総合振興局長 谷内 浩史

1 委託業務の概要

(1) 業務名

胆振地域人材確保事業（地域活性化雇用創造プロジェクト事業）委託業務

(2) 業務目的

地域産業を支える労働力の確保に向け、人手不足産業分野における若年者、女性、高齢者、就職氷河期世代など多様な人材の確保を図るため、企業情報の発信力を強化するとともに、求職者と地元企業の相互理解を図り、雇用のミスマッチの解消を支援する。

(3) 業務内容

胆振管内における、ものづくり産業や建設業、農業、林業等における人材確保支援のため、次の取組を実施すること。

なお、本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

また、原則として、委託経費の50%以上を、人件費（給与、謝金等）に充てる必要があること。

① 人材が集まる企業情報の発信力強化事業

ア 人材が集まる企業情報の発信力強化セミナー

多様な人材の確保に向けた自社の魅力発信力の強化を図るための企業向けセミナーを開催する。

(ア) 内容：最近の求職者の動向などの観点から発信内容の見せ方やSNS等の活用方法について解説する。(人材確保の上で、それらの活用が有効であることを理解してもらう。)

(イ) 実施時期：令和5年（2023年）8～9月

(ウ) 実施回数：1回

(エ) 実施場所：胆振管内

(オ) 実施規模：20社程度（リアル参加数）

(カ) 実施形態：対面開催(オンライン参加も可能とする。)

イ 企業情報の発信力強化アドバイザーの派遣

人材が集まる企業情報の発信をどのように行えば良いかわからない企業へ、講師を派遣し、SNS等の活用方法等についてアドバイスを行う。

(ア) 実施時期：上記①のセミナー実施後

(イ) 実施対象：胆振管内の7社以上(1社につき2回以上)

② 企業で活躍する若手社員の紹介(デジタルブックの作成)

管内の企業で活躍している若手社員にインタビュー形式で集約した内容をデジタルブックにして当振興局のホームページで公開する。

ア 対象企業：胆振管内の企業8社(農業、林業、水産業、建設業、医療・福祉、製造業、宿泊業、飲食業から各一社)

イ インタビュー内容：どのような会社か、なぜ選んだのか、どのような仕事をしているのか、やりがい等

ウ 成果物：作成したデジタルブックのデータをDVD-Rで契約期間の満了の日までに納品すること。

③ 企業PR動画の作成

多様な求職者に効果的な自社PRを行うための動画を作成する。

ア 実施時期：契約締結の日から令和6年(2024年)2月29日まで

イ 実施対象：胆振管内の2社

ウ 動画規格：1社当たり3分程度の自社PR動画

④ 合同企業説明会の開催

人手不足産業分野の企業と多様な人材の相互理解を促進するための合同企業説明会を開催する。

ア 実施時期：令和6年(2024年)2月

イ 実施社数：1開催当たり、25社程度(建設、製造、宿泊業、飲食業、医療・福祉各5社程度)

ウ 実施回数：2回

エ 実施地域：室蘭市内及び苫小牧市内

オ 実施形態：対面開催(オンライン参加も可能とする。)

*なお、開催にあたっては、一般求職者はもとより、大学生及び高校1,2年生も参加対象とする。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という)又は単体法人とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体法人は次の要件を全て満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等(以下、「民間企業等」という。)であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもので、道内に事務所又は事業所を有する者であること(事業開始後に道内に事務所等の拠点を設ける場合も含む)。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 道税を滞納している者でないこと、道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

カ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

キ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

ク 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

ケ 暴力団関係事業者等ではないこと。

コ 社会保険及び労働保険に加入していること。

3 企画提案の審査基準

- ・実施体制、業務遂行能力
- ・企画提案の内容

4 担当部課

北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課(担当:藤本)

〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

むろらん広域センタービル4階

電話番号 0143-24-9588 ファックス番号 0143-24-4796

E-mail iburi.shoko2@pref.hokkaido.lg.jp

5 プロポーザル関係書類の交付について

(1) 交付期間

令和5年（2023年）5月29日（月）から令和5年（2023年）6月19日（月）まで
（土曜日及び日曜日、祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

(2) 交付方法

上記4の場所で交付する。なお、北海道胆振総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

6 書類の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書

次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和5年（2023年）6月19日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る。）による。

ウ 提出書類 参加表明書及び関係添付資料

エ 提出場所 上記4に同じ。

オ 審査結果 文書で通知する。

(2) 企画提案書

企画提案書の提出依頼があった場合にのみ、提出すること。

ア 提出期限 令和5年（2023年）7月4日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る。）による。

ウ 提出場所 上記4に同じ。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により

契約手続きを行う。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会に関する説明

提出されたプロポーザルの内容についてはヒアリング審査を実施する。

ただし、提出数が3を超えるときには書類選考を行う場合がある。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4に同じ。

(5) 契約保証金について

契約金額の100分の10に相当する額以上とするが、免除する場合がある。

(6) その他の留意事項

ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 審査結果及び特定者名は、公表する。

ウ 詳細は、企画提案指示書による。

エ 本プロポーザルは、国の補助金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意してください。

なお、交付額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとします。

オ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わない場合がある。